

投資信託定時定額購入取引取扱規定 (きたぎん積立投信「MY will」)

1. (規定の趣旨)

この規定は、お客様(以下、「申込者」といいます。)と株式会社北日本銀行(以下、「当行」といいます。)との投資信託受益証券等(以下、「投資信託」といいます。)の定時定額購入サービス(名称、きたぎん積立投信「MY will (マイ ウィル)」)、以下、「本サービス」といいます。)に関する取り決めです。申込者は、本サービスの内容を十分に理解し、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとしてします。

2. (買付銘柄の選定)

- (1) 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄(以下、「選定銘柄」といいます。)としてします。
- (2) 申込者は、選定銘柄の中から 1 以上の銘柄を指定(以下、「指定銘柄」といいます。)し、買付けの申込みを行うものとしてします。

3. (申込方法)

- (1) 申込者は、当行所定の申込書を取引店に提出していただき、当行が承諾した場合に限り本サービスを利用できるものとしてします。
- (2) 申込みにあたっては、指定銘柄の自動けいぞく(累積)投資口座を開設するものとしてします。ただしすでに開設済みであるときはこの限りではありません。

4. (申込内容の廃止・変更)

- (1) 申込者は、当行所定の申込書を取引店に提出していただき、当行が承諾した場合に限り本サービスの廃止および申込内容の変更を行うことができます。
- (2) 前項の本サービスの廃止および申込内容の変更の適用時期は、申込日が直後に到来する買付日の 11 営業日以前の場合は直後の買付日から、それより後の場合は直後の買付日の翌月からとしてします。

5. (払込方法)

- (1) 申込者は、指定預金口座からの振替により、投資信託買付資金の払込みを行うものとしてします。
- (2) 指定預金口座は、本サービスの申込みを行った取引店における、申込者名義の普通預金口座または当座預金口座としてします

6. (払込みの開始・払込期間)

- (1) 本サービスにおける払込みの開始は、申込日が直後に到来する買付日の 11 営業日以前の場合は直後の買付日から、それより後の場合は直後の買付日の翌月からとしてします。
- (2) 本サービスの払込期間は、終了時期を指定しないかぎり、定めのないものとしてします。

7. (金銭の払込み)

- (1) 当行は指定銘柄の買付けにあてるため、毎月 1 銘柄につき 1 回当たりあらかじめ申込者が申し出た一定の金額(以下、「振替金額」といいます。)を、毎月 5 日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、指定預金口座から預金の引落しにより払込むものとします。
- (2) 前項の預金の引落しにあたっては、当座預金規定又は普通預金規定にかかわらず、小切手の振出又は預金通帳および預金払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法で行うものとします。
- (3) 振替金額は、以下の金額とします。
 - ① 店頭 5,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額
 - ② インターネット投資信託 1,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額
- (4) 指定預金口座の残高が引落し指定日において引落し金額に満たない場合は、引落としおよび 8. (増額の払込み)の取扱いはいたしません。また、指定預金口座が総合口座で当座貸越契約がある場合もしくはカードローン契約がある場合、当座貸越での借入れによる引落しは行わないものとします。その場合、買付けを行わなくても異議を唱えられないものとします。なお、引落し不能であった翌月の引落しについては、該当月分の引落しのみを行うものとします。
- (5) 2 銘柄以上買付けの場合には、その総額をもって引落すものとし、8. (増額の払込み)においても同様とします。

8. (増額の払込み)

- (1) 7. (金銭の払込み)に加えて、1 年に 2 回まで、増額の払込みができるものとします。この場合、当行所定の書面によりあらかじめ届け出るものとします。
- (2) 増額の払込金の金額は、それぞれ、1,000 円以上 1,000 円の整数倍の金額とします。

9. (買付けの方法)

当行は、振替日において申込者の指定預金口座からの振替金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当行がお預りし、指定銘柄にかかる自動けいぞく(累積)投資約款の定めに従い当該銘柄の投資信託受益証券等の買付けを行います。

10. (買付時期および価額)

- (1) 当行は、申込者からの振替金額の受入をもって、毎月 10 日(銀行休業日の場合は翌営業日、またファンドによっては海外の休日等の影響により 10 日以降となる場合があります。)に、指定銘柄の買付けの申込みがあったものとして取扱います。
- (2) 上記(1)の買付価額は、指定銘柄の自動けいぞく(累積)投資約款に定める価額とします。
- (3) 上記(1)にかかわらず、指定銘柄の買付けの申込みの受付を投資信託委託会社が中止または取消した場合は、翌営業日以降最初に買付けが可能になった日に買付けを行います。

11. (返還および果実の再投資)

返還および果実の再投資は、それぞれの指定銘柄の自動けいぞく(累積)投資約款に基づき行うものとします。

1 2. (取引および残高の通知)

当行は、本サービスにもとづく申込者への取引明細および残高明細の通知を、次の各号により行うものとします。

(1) 取引の明細

当行は8. (増額の払込み)および9. (買付けの方法)にもとづく取引の明細については、定期的に、期間中の銘柄毎の買付明細および銘柄毎の買付合計金額、取得合計口数等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

(2) 金銭および残高明細

当行は、指定銘柄の買付預り金および残高について、上記(1)に定める取引残高報告書に記載して申込者に通知します。

ただし、上記(1)の該当取引がない場合は、別途、1年に1回以上、取引残高報告書により申込者に通知することがあります。

1 3. (選定銘柄の除外)

選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は申込者に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合
- (2) 当該選定銘柄の買付口座数が当行の定める所定の口座数以下になった場合
- (3) その他当行が必要と認める場合

1 4. (解約)

本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) 申込者が当行所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) 申込者が指定銘柄の自動けいぞく(累積)投資口座を解約された場合
- (3) 当行が本サービスを営むことができなくなった場合
- (4) 当行が本サービスの解約を申し出た場合

1 5. (その他)

- (1) 非課税口座(租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座をいいます)のうち累積投資勘定における指定銘柄の買付および解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただきません。
- (2) 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いしないものとします。
- (3) 12. (取引および残高の通知)の規定に従い、申込者に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知が、転居・不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき日時に到達したのものとして取扱うものとします。
- (4) 本規定に別段の定めのないときには、「投資信託保護預り約款」および本規定2. (買付銘柄の選定)に定める選定銘柄の自動けいぞく(累積)投資約款等の各規定・約款に従うものとします。

- (5) この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット、又はその他相当の方法により周知します。

以 上

2023年1月